

～ 外国の重要な公人について ～

外国の重要な公人とは以下の方が該当します。該当する場合は、お申込後法令に基づく追加の確認が必要になります。

①外国において以下の「重要な公的地位にある者」に該当する方

- ・ 国家元首の方
- ・ 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職の方
- ・ 日本における衆議院議長（副議長）、参議院議長（副議長）に相当する職の方
- ・ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職の方
- ・ 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職の方
- ・ 日本における統合幕僚長（副長）、陸上幕僚長（副長）、海上幕僚長（副長）、航空幕僚長（副長）に相当する職の方
- ・ 中央銀行の役員の方
- ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

②過去に上記①のいずれかであった方

③上記①または②に掲げる方の家族（配偶者（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに配偶者の父母及び子）

